

サービス付き高齢者向け住宅
高島平団地 2 - 26 - 2 号棟

ゆいま～る高島平

生活支援サービス提供
契約書

000 号室

様

株式会社コミュニティネット

生活支援サービス提供契約書

(契約の締結)

第1条 株式会社コミュニティネット（以下、「甲」という。）及び入居者（以下、「乙」という。）は、以下の条項により、ゆいま〜る高島平（以下、「ハウス」という。）における生活支援サービス提供契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

(契約の期間)

第2条 契約期間は、サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る高島平」終身建物賃貸借契約（以下、「原契約」という。）に記載するものとします。

(遵守義務)

第3条 甲は、本契約及びその他の規定に基づきハウスの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに乙に対する各種サービスを提供します。

2 乙は、本契約及び管理規程を遵守し、良好な環境の保持に努めます。

(サービス提供内容)

第4条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう生活支援サービスを提供します。

2 甲が乙に提供するサービスには、サポート費内で提供する次に掲げる各種サポート（以下「サポート」という。）があります。詳細は「ゆいま〜る高島平」生活支援サービス提供重要事項説明書内4. 2) サービスの一覧表のとおりとします。

有料サービスは外部事業者の情報を提供します。

(1) 基準サポート

(ア) 状況把握

毎朝定刻に安否確認を行います。モバイル端末機を使用し、入居者からのメールを受信し確認。確認がとれない場合は訪問又は電話にて確認します。

(イ) 緊急時対応

日中は、モバイル型の緊急通報機器からの発信により、コールセンターを利用し、通報があった場合、フロントスタッフ等が迅速に駆けつけ、状況確認を行います。

救急車の手配、かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡等の対応を必要に応じて行います。

夜間は、モバイル型の緊急通報機器からの発信により提携先のセコム㈱のセンターが受け、モバイル型の緊急通報機へ連絡し状況確認をします。状況確認の結果、必要に応じてセコム㈱の緊急対応員が駆けつけます。また、救急車の手配、フロントスタッフ・かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡を行います。セコム㈱の緊急対応員が駆けつけ困難な場合には、フロントスタッフと連携して対応を行います。

(ウ) 生活相談

日常生活における心配事、困りごと等の相談を行います。

専門的な相談や助言のためにニーズに沿うよう専門家の方をマネジメントします。

(2) 生活のサポート

引っ越し時のサポート、ライフプランの作成サポート、他必要時に外部事業者の情報提供などを行います。

(3) 災害時のサポート

災害時は安否確認をいたします。

(4) コミュニケーションサポート

生活や医療、介護など生活情報に関わる各種学びの機会創出、入居者同士や地域との交流となるイベントをサポートします。

(5) 地域コミュニティサポート

地域プロデューサーによる地域情報の発信と地域との交流を広げ、深まるようなイベントの企画をサポートします。

(サポート費用の支払)

第5条 乙は、サービスを受ける対価としてサポート費を支払うものとします。サポート費は一人入居の場合、月額金40,800円(10%消費税込)、二人入居の場合、月額金61,000円(10%消費税込)です。

2 サポート費用の支払は、原契約の契約の始期（入居日）から発生となります。

3 サポート費用の支払方法は、入居者が指定する金融機関の口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。引き落とし日は、ゆうちょ銀行の場合は毎月28日、その他の金融機関の場合は毎月27日です。（休日の場合は翌営業日）。

4 サポート費用の支払いは、毎月当月分を当月15日に請求させていただきます。
但し、入居日が月の途中である場合は、1ヶ月30日の日割り計算となります（円未満四捨五入）。

（費用の改定）

第6条 甲は、サポート費用について、毎年12月に見直しを行い、ハウスが所在する地域の消費者物価指数、人件費、又は租税公課等に変動があつて必要と認めるときは、乙にその理由を明示して、これらを改定することができます。

2 前項の費用の改定に際しては、甲は事前に「ゆいま〜る高島平」管理規程に定める運営懇談会に諮り、入居者の意見を参考とし、検討した上で実施します。

（消費税等の取扱い）

第7条 甲及び乙は、本契約に定める消費税・料金について、消費税法税率改定に従うものとしします。なお、本契約の費用・料金改定にあたって、甲は事前に乙へ当該金額を別途書面にて明示するものとしします。

（契約の解除）

第8条 甲が原契約を解除する場合、本契約も解除となります。

（契約の解約）

第9条 甲又は乙が原契約を解約する場合、本契約も解約となります。

（立入）

第10条 甲は、本契約に基づくサービスを提供するために特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本住戸内に立ち入ることができるものとしします。なお、緊急時の場合はこの限りではないものとししますが、乙が不在時に立ち入った時は立ち入り後その旨を甲は乙に通知します。

2 甲及びセコム㈱は、本契約に際し緊急時に対応するため、乙から予め住戸の2本の鍵を預かるものとしします。なお、鍵の複製が必要な場合は乙の負担で複製するものと

します。

(苦情処理)

第 11 条 乙は、甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができません。

2 甲は、前項による苦情受付の手続き等について管理規程等で定め、乙からの苦情等の適切な解決に努めます。

3 甲は、乙から苦情申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、乙からの苦情申し立てに迅速かつ誠実に対応するものとします。

4 甲は、乙が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第 12 条 本契約に基づく甲又は甲の業務委託先のサービス提供にあたって、万一、事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合、甲は直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に生じた損害を賠償します。但し、不可抗力による場合はこの限りでなく、乙側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じもしくは賠償しないことがあります。

2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等について記録します。

(秘密保持)

第 13 条 甲は、業務上で知り得た乙及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、乙の生命身体等に危険があるときなど正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合はその限りではありません。

2 乙は、甲の業務委託先である企業が提供するサービスを受けるため、乙及びその家族に関する個人情報等を甲が当該企業に提供することを確認する。

(保証人)

第 14 条 保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとしま

す。

2 前項の保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

3 保証人が負担する債務の元本は、乙又は保証人が死亡したときに、確定するものとします。

4 保証人の請求があったときは、甲は、保証人に対し、遅滞なく、サポート費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(協議)

第 15 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(契約対象)

第 16 条 本契約は、生活支援サービス提供に関する契約であり、入居者が利用する介護保険サービスの契約及び原契約は、別に契約するものとします。

(重要事項説明確認)

第 17 条 本契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する「ゆいま〜る高島平」生活支援サービス提供重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関する紛争が生じた場合は、ハウスの本店所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記のとおり本契約を締結したことを証するため、本書を 3 通作成し、甲、乙及び保証人は、記名押印の上、甲乙保証人が各 1 通を保有します。

年（令和 年） 月 日

(甲) 東京都多摩市中沢二丁目5番3号
株式会社コミュニティネット
代表取締役 須藤康夫 印

(乙1) 住所
氏名 印

(乙2) 住所
氏名 印

(保証人1) 住所
氏名 印

極度額 円（月額サポート費の24ヶ月分）

(保証人2) 住所
氏名 印

極度額 円（月額サポート費の24ヶ月分）

